

こころとからだの健康相談実施要領

1 趣旨

本事業は、心身の健康に関する個別相談に応じ、必要な指導助言を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 相談者

相談者は、岡山県教育委員会事務局、教育機関、岡山県内の公立学校（岡山市を除く小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に勤務する県費負担の教職員（以下「教職員」という。）、当該教職員の家族及び所属長等の管理職とする。

3 相談事項

相談事項は、相談者が抱える心身の健康に関する事項全般とする。

〈相談例〉

教職員本人

- ・生活習慣の改善等健康づくりに関すること
- ・症状や健診結果等から気になること
- ・不調に伴う相談先に関すること
- ・疾病による休職からの職場復帰に関すること

家族

- ・教職員本人の心身の不調に関すること

所属長等の管理職

- ・職場における健康づくりに関すること
- ・不調の見える職員への対応に関すること
- ・疾病による休職者の復職支援に関すること
- ・復職後の職員への対応に関すること

4 相談員

相談員は、岡山県教育庁福利課保健師とする。

5 相談方法

相談方法は、次の(1)～(3)に定める方法とする。

(1) 面接相談

(ア) 面接実施時間

9：00～12：00及び13：00～16：00

（土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

(イ) 面接時間

1回につき1時間程度

(ウ) 利用方法

相談者が電話により相談日時を予約するものとする。

(エ) 予約電話番号 ヤサシク
086-235-8349

(オ) 予約受付時間
9:00～12:00及び13:00～16:00
(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

(カ) 相談場所
健康相談室（岡山市北区内山下二丁目3番10号アマノビル2階202号室）
又は相談者の所属等
相談場所は、予約の際、相談員と相談者が相談の上決定する。

(2) 電話相談

(ア) 実施時間
9:00～12:00及び13:00～16:00
(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

(イ) 相談電話番号 ヤサシク
086-235-8349

(3) 電子メール相談

利用方法

kyoiku-hokensi@pref.okayama.jpへメールで相談内容を送信する。

メールには可能な範囲で、以下についても記入すること。

- ・所属（市町村名と学校種別でも可）
- ・氏名
- ・相談対象者との関係

6 プライバシーの保護

- ・相談員は、相談者のプライバシーに十分に配慮することとする。
- ・休職者及び復職者については専門医等が適切に支援するため、相談者同意の上、岡山県健康診断審査委員会メンタルヘルス部会に状況を報告する場合がある。

7 サービスの取扱い

相談に係る、県教育委員会所管の所属におけるサービスの取扱いは、次のとおりとする。
なお、市町村教育委員会所管の所属におけるサービスの取扱いは、市町村教育委員会の定めるところによるものとする。

- (1) 教職員が、本人又は家族について相談する場合は、職務専念義務を免除する。
- (2) 管理職が、所属教職員について相談する場合は、公務とする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、相談の実施について必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年1月4日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。



こころとからだの健康相談



このような心配やお悩みはありませんか？

からだが心配

健診結果について相談したい
精密検査の指示があった
どんな運動や食事をしたらよいか？



こころが心配

最近、眠れない、食欲がない
涙が止まらない
気分が沈んで仕事が手につかない
話を聞いてほしい

職員の様子が気になる

不調の職員がいて心配
休んでいる職員（病休、休職中）をどのように支援したらよいか？
復職プログラム実施中だが、本人の様子が心配
復職後の職員の様子が芳しくない





上記のようなお悩みや心配があるときは、福利課保健師が相談をお受けします！

健康に関するアドバイスや専門機関の情報提供などを必要に応じていたします。

対象者は、教職員本人、教職員の家族、教職員の所属の管理職です。

県立学校だけでなく、市町村立学校からも相談を受け付けています。（県費負担職員）
ぜひご利用ください！



相談方法	時間	場所	連絡先
電話	 9:00～12:00、 13:00～16:00 （土日祝日、年末年始は除く）	 福利課相談室 又は相談者の 所属等	086-235-8349 (やさしく)
メール			kyoiku-hokensi@pref.okayama.jp ※保健師のみが確認できる専用アドレスです。
面接			086-235-8349 (やさしく) ※電話相談の受付時間内にお電話ください。面接の時間、場所を決定します。

※匿名での相談も可能です。秘密を守ります。

※どの相談方法も無料で利用いただけます。（通信費等はご自身でご負担願います）

※利用回数の制限はありません。